

平成30年第5回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	平成30年度石川県一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 2 号	平成30年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）	9
議案第 3 号	平成30年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 1 号）	11
議案第 4 号	平成30年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第 2 号）	13
議案第 5 号	平成30年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第 2 号）	15
議案第 6 号	平成30年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）	17
議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	19
議案第 8 号	当せん金付証票の発売について	49
議案第 9 号	財産の取得について（消防防災ヘリコプター）	51
議案第10号	請負契約の締結について（広域営農団地農道整備事業 能登外浦 4 期地区 千代工区 橋梁工事）	53
議案第11号	損害賠償額の決定について	55
議案第12号	石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について	57
議案第13号	石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について	59
議案第14号	損害賠償額の決定について	63
報告第 1 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	65
報告第 2 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	67
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	69
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	71
報告第 5 号	和解の専決処分の報告について	73
報告第 6 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	75
報告第 7 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	77

議案第 1 号

平成30年度石川県一般会計補正予算(第 3 号)

平成30年度の石川県一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,419,655千円を追加し、歳入歳出それぞれ565,993,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第 4 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成30年12月 4 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成30年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 120,500,000	千円 500,000	千円 121,000,000
	1 地方交付税	120,500,000	500,000	121,000,000
7 分担金及び金		3,407,740	8,000	3,415,740
	2 負担金	3,236,290	8,000	3,244,290
9 国庫支出金		57,495,316	2,507,854	60,003,170
	1 国庫負担金	29,153,225	1,535,748	30,688,973
	2 国庫補助金	27,019,141	972,106	27,991,247
13 繰越金		337,345	57,687	395,032
	6 繰越金	337,345	57,687	395,032
14 諸収入		53,208,538	167,114	53,375,652
	6 雑収入	5,943,399	167,114	6,110,513
15 県債		87,521,000	1,179,000	88,700,000
	1 県債	87,521,000	1,179,000	88,700,000
歳入合計		561,574,108	4,419,655	565,993,763

議案第一号 平成三十年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,186,699	千円 3,506	千円 1,190,205
	1 議 会 費	1,186,699	3,506	1,190,205
2 総 務 費		71,761,111	169,484	71,930,595
	1 総 務 管 理 費	10,393,406	10,387	10,403,793
	2 徴 税 費	58,306,231	4,687	58,310,918
	3 市 町 村 振 興 費	1,265,442	1,466	1,266,908
	4 選 挙 費	13,380	150,000	163,380
	5 防 災 救 助 費	1,492,844	1,863	1,494,707
	6 人 事 委 員 会 費	93,630	388	94,018
	7 監 査 委 員 費	196,178	693	196,871
3 企 画 振 興 費		27,305,050	3,570	27,308,620
	1 企 画 振 興 費	27,305,050	3,570	27,308,620
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ 費		6,333,999	5,991	6,339,990
	1 県 民 費	1,217,260	2,488	1,219,748
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,116,739	3,503	5,120,242
5 健 康 福 祉 費		83,355,978	21,595	83,377,573
	1 高 齢 者 福 祉 費	33,131,504	2,717	33,134,221
	2 子 育 て 福 祉 費	13,622,739	4,636	13,627,375
	3 障 害 福 祉 費	10,952,376	958	10,953,334
	4 地 域 福 祉 費	14,086,575	665	14,087,240
	5 健 康 推 進 費	4,791,629	8,251	4,799,880
	6 生 活 衛 生 費	201,920	457	202,377

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 医薬看護費	6,569,235	3,911	6,573,146
6 生活環境費		2,290,812	4,041	2,294,853
	1 生活環境費	2,290,812	4,041	2,294,853
7 商工労働費		40,638,186	8,984	40,647,170
	1 商工費	38,955,711	6,441	38,962,152
	2 労働費	1,593,775	2,322	1,596,097
	3 労働委員会費	88,700	221	88,921
8 観光費		2,954,149	3,130	2,957,279
	1 観光戦略推進費	2,954,149	3,130	2,957,279
9 農林水産業費		32,945,332	61,435	33,006,767
	1 農業費	14,619,416	20,128	14,639,544
	2 畜産業費	1,419,019	1,642	1,420,661
	3 農地費	9,333,310	4,716	9,338,026
	4 林業費	5,322,481	31,429	5,353,910
	5 水産業費	2,251,106	3,520	2,254,626
10 土木費		68,564,205	104,525	68,668,730
	1 土木管理費	3,375,973	1,272	3,377,245
	2 道路橋りょう費	34,232,381	11,136	34,243,517
	3 河川海岸費	13,242,206	84,502	13,326,708
	4 港湾費	7,330,433	1,885	7,332,318
	5 都市計画費	8,309,251	3,383	8,312,634
	6 建築住宅費	2,073,961	2,347	2,076,308
11 警察費		25,171,972	116,241	25,288,213

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	23,375,790 ^{千円}	116,241 ^{千円}	23,492,031 ^{千円}
12 教育費		101,430,923	893,495	102,324,418
	1 教育総務費	12,537,050	8,276	12,545,326
	2 小中学校費	55,063,040	308,614	55,371,654
	3 高等学校費	23,326,475	80,725	23,407,200
	4 特別支援学校費	8,356,604	495,880	8,852,484
13 災害復旧費		4,402,228	3,023,658	7,425,886
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,350,846	915,562	2,266,408
	2 土木施設災害復旧費	3,051,382	2,108,096	5,159,478
歳出合計		561,574,108	4,419,655	565,993,763

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成30年度道路建設費	自 平成31年度 至 平成33年度	3,720,000 ^{千円}	自 平成31年度 至 平成33年度	3,925,000 ^{千円}
平成30年度道路整備費	平成31年度	500,000	平成31年度	1,210,000
平成30年度河川改良費	自 平成31年度 至 平成35年度	4,040,000	自 平成31年度 至 平成35年度	4,070,000
庁舎管理費			平成31年度	367,000
県議会議員選挙費			平成31年度	5,000
のと里山空港管理運営費			平成31年度	49,000
県庁舎総合案内費			平成31年度	12,000
石川四高記念文化交流館運営費			平成31年度	4,000
美術館運営費			平成31年度	30,000
歴史博物館運営費			平成31年度	20,000
平成30年度河川整備費			平成31年度	70,000
平成30年度土木施設災害復旧費			平成31年度	700,000
平成30年度港湾管理費			平成31年度	85,000
平成30年度港湾災害復旧費			平成31年度	60,000
兼六園管理費			平成31年度	55,000
金沢城公園管理費			平成31年度	41,000
運転者講習費			平成31年度	84,000
運転免許受付費			平成31年度	20,000
交通指導取締活動費			平成31年度	85,000
一般交通安全施設整備費			平成31年度	101,000

議案第一号 平成三十年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
治山費	544,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	553,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	553,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを行う場合、当該見直し後の利率)
砂防地すべり対策費	1,515,000																		
特別支援学校管理費	27,000						357,000						357,000						
林地荒廃防止施設復旧事業費	60,000						67,000						67,000						
林道災害復旧事業費	28,000						51,000						51,000						
土木施設災害復旧費	835,000						1,571,000						1,571,000						
県立中学校管理費							40,000						40,000						
計	87,521,000						88,700,000						88,700,000						

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			千円 200,000
	3 農地費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	160,000
		県営一般農道整備事業費	40,000
10 土木費			3,407,000
	2 道路橋りょう費		1,305,000
		国道改築費	230,000
		地方道改築費	670,000
		橋りょう補修費	160,000
		道路施設長寿命化対策事業費	245,000
	3 河川海岸費		1,697,000
		広域河川改修費	1,326,000
		通常砂防事業費	200,000
		海岸侵食対策費	171,000
	5 都市計画費		405,000
街路事業費		405,000	
合 計			3,607,000

議案第 2 号

平成30年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第 1 号)

平成30年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,808,794千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成30年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成30年12月 4 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成30年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 15,204,271	千円 575	千円 15,204,846
	1 収益事業収入	15,204,271	575	15,204,846
歳入合計		16,808,219	575	16,808,794

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 16,808,219	千円 575	千円 16,808,794
	1 公営競馬費	16,807,716	575	16,808,291
歳出合計		16,808,219	575	16,808,794

議案第二号 平成三十年石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第 3 号

平成30年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

平成30年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成30年12月 4 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	平 成 31 年 度	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 23,000 </div>

議案第三号 平成三十年度石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第4号

平成30年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 病院事業費用		27,694,032千円	40,379千円	27,734,411千円
第1項 医業費用		24,510,350千円	40,379千円	24,550,729千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医事業務委託費	自 平成31年度 至 平成34年度	830,000千円
在庫管理・搬送等業務委託費	自 平成31年度 至 平成33年度	227,000千円
庁舎管理等業務委託費	平成31年度	461,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「9,581,118千円」を「9,621,497千円」に改める。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第5号

平成30年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 病院事業費用	3,226,524千円	8,732千円	3,235,256千円	
第1項 医業費用	3,139,776千円	8,732千円	3,148,508千円	

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	平成31年度	45,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「2,246,128千円」を「2,254,860千円」に改める。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 6 号

平成30年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成30年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成30年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円	250,000千円	4,790,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円	250,000千円	750,000千円)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款	水道用水供給事業費用	5,784,604千円	1,762千円	5,786,366千円
第 1 項	営業費用	5,637,683千円	1,762千円	5,639,445千円
(債務負担行為)				

第 4 条 予算第 5 条中「500,000千円」を「750,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 8 条中「470,062千円」を「471,824千円」に改める。

平成30年12月 4 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年十二月四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万四千三百円」を「四十一万四千八百円」に改め、同項第二号中「五万七百元」を「五万八百元」に改める。

第十七条第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を「二万千円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項ただし書中「六千三百円」を「六千六百円」に、「三万円」を「三万五千五百円」に、「一万八百元」を「一万千五百円」に改める。

第二十条第二項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第三号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改め、同条第五項中「次条において同じ。」から「次条第三項第三号において同じ。」からに、「同項」を「第二十条第一項」に、「次条において同じ。」を「次条第一項において同じ。」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	144,400	194,500	230,600	263,600	289,600	320,000	363,800	409,100	459,500
2		145,500	196,300	232,200	265,500	291,800	322,200	366,400	411,500	462,600
3		146,800	198,100	233,700	267,300	294,100	324,500	368,800	414,000	465,600
4		147,900	199,900	235,300	269,400	296,200	326,700	371,400	416,400	468,600
5		149,000	201,400	236,700	271,100	298,100	328,900	373,300	418,300	471,600
6		150,100	203,200	238,400	273,100	300,400	330,900	375,800	420,600	474,600
7		151,200	205,000	239,900	275,000	302,700	333,100	378,100	422,700	477,600
8		152,300	206,800	241,500	277,100	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
9		153,400	208,400	242,700	279,100	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
10		154,800	210,200	244,200	281,100	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
11		156,100	212,000	245,800	283,200	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
12		157,400	213,800	247,200	285,200	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
13		158,700	215,200	248,700	287,200	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
14		160,200	217,000	250,200	289,300	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
15		161,700	218,700	251,500	291,300	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
16		163,300	220,500	252,900	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
17		164,600	222,200	254,400	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
18		166,100	223,900	256,000	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
19		167,600	225,500	257,700	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
20		169,100	227,100	259,500	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
21		170,500	228,500	261,100	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
22		173,200	230,300	262,900	305,200	333,900	362,700	411,600	451,300	511,300
23		175,800	231,900	264,600	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
24		178,400	233,500	266,300	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
25		181,100	234,600	268,200	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
26		182,800	236,100	270,100	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
27		184,400	237,500	272,000	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700
28		186,100	238,800	273,800	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900
29		187,600	240,100	275,500	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
30		189,400	241,300	277,400	320,900	348,600	377,800	424,600	461,100	520,800
31		191,200	242,300	279,300	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
32		192,900	243,500	281,000	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
33		194,500	244,800	282,500	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
34		195,900	245,900	284,400	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
35		197,400	247,100	286,200	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
36		198,900	248,400	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600

37	200,200	249,300	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
38	201,500	250,700	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
39	202,700	252,100	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
40	204,000	253,500	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300
41	205,300	254,900	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
42	206,600	256,300	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
43	207,900	257,700	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
44	209,200	259,000	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
45	210,300	260,200	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
46	211,600	261,500	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
47	212,900	262,900	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
48	214,200	264,200	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
49	215,300	265,300	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
50	216,400	266,400	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
51	217,400	267,700	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
52	218,500	269,000	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
53	219,600	270,000	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
54	220,600	271,100	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
55	221,500	272,500	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
56	222,500	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
57	222,900	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
58	223,800	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
59	224,600	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
60	225,400	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		
61	226,100	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000		
62	227,100	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100			
63	227,900	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400			
64	228,800	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700			
65	229,500	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000			
66	230,400	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300			
67	231,300	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600			
68	232,300	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900			
69	233,000	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100			
70	233,700	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400			
71	234,300	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700			
72	235,100	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000			
73	235,900	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200			
74	236,600	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500			
75	237,300	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800			
76	237,900	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000			
77	238,600	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200			
78	239,400	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500			
79	240,200	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800			
80	240,900	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000			

再任
用職
員以
外の
職員

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	241,400	291,600	338,100	376,800	390,900	410,200
82	242,100	291,800	338,600	377,400	391,200	410,500
83	242,800	292,200	339,100	377,900	391,500	410,800
84	243,500	292,500	339,600	378,200	391,700	411,000
85	244,100	292,800	339,900	378,600	391,900	411,200
86	244,800	293,100	340,300	379,100	392,200	
87	245,500	293,400	340,800	379,500	392,500	
88	246,200	293,800	341,200	379,900	392,700	
89	246,700	294,100	341,500	380,300	392,900	
90	247,200	294,500	341,900	380,800	393,200	
91	247,500	294,800	342,400	381,200	393,500	
92	247,900	295,200	342,800	381,600	393,700	
93	248,200	295,400	343,000	381,900	393,900	
94		295,600	343,400			
95		295,900	343,900			
96		296,300	344,300			
97		296,500	344,500			
98		296,800	344,900			
99		297,200	345,300			
100		297,600	345,600			
101		297,800	345,900			
102		298,100	346,300			
103		298,500	346,700			
104		298,800	347,100			
105		299,000	347,600			
106		299,300	348,000			
107		299,700	348,400			
108		300,000	348,800			
109		300,200	349,300			
110		300,600	349,700			
111		301,000	350,000			
112		301,300	350,300			
113		301,500	350,800			
114		301,700				
115		302,000				
116		302,400				
117		302,600				
118		302,800				
119		303,100				
120		303,400				
121		303,800				
122		304,000				
123		304,300				
124		304,600				

再任用職員	125	304,900	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100
-------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	168,100	183,900	210,400	250,200	293,600	320,100	348,400	382,800	423,800
2		169,800	185,600	212,400	253,000	295,000	322,300	350,600	385,000	425,600
3		171,600	187,400	214,400	253,800	297,700	324,600	352,900	386,900	427,500
4		173,300	189,300	216,400	255,600	300,000	326,700	355,200	389,000	429,400
5		174,800	191,200	218,400	257,300	301,700	328,900	357,200	390,700	430,800
6		176,700	193,500	220,200	259,100	303,900	331,100	359,300	392,700	432,500
7		178,500	195,800	222,200	260,700	306,000	333,400	361,500	394,500	434,100
8		180,400	198,100	224,100	262,400	308,200	335,600	363,700	396,300	435,600
9		182,100	200,300	226,200	263,700	310,100	337,300	365,400	398,100	437,200
10		183,800	202,900	228,000	265,300	312,300	339,600	367,600	400,100	439,000
11		185,500	205,400	229,900	266,600	314,700	341,800	369,600	402,100	440,600
12		187,200	207,900	231,700	267,900	316,800	344,100	371,800	404,200	442,200
13		189,200	210,200	233,500	269,300	318,900	346,100	373,600	405,900	443,300
14		191,300	212,000	235,400	270,700	321,200	348,200	375,700	408,000	444,900
15		193,400	213,800	237,300	271,900	323,400	350,400	377,700	410,000	446,700
16		195,500	215,600	239,200	273,200	325,600	352,500	379,800	412,100	448,500
17		197,700	217,500	240,700	274,000	327,300	354,500	381,400	413,800	450,100
18		200,100	219,200	242,500	275,400	329,600	356,600	383,400	415,500	451,900
19		202,500	221,100	244,300	276,800	331,700	358,600	385,300	417,200	453,700
20		204,900	222,900	246,100	278,200	334,000	360,700	387,300	418,800	455,400
21		207,400	224,600	247,700	279,500	335,900	362,400	389,000	420,500	457,000
22		209,200	226,400	249,100	280,900	337,900	364,400	391,100	422,100	458,700
23		210,900	228,200	250,300	282,200	340,000	366,200	393,200	423,500	460,300
24		212,700	230,100	251,600	283,700	342,000	368,300	395,200	425,000	462,100
25		214,600	231,700	252,900	284,900	343,900	370,000	397,000	426,300	463,600
26		216,300	233,400	254,100	286,700	346,000	372,000	399,000	427,700	465,000
27		218,100	235,100	255,400	288,700	347,900	374,000	401,100	429,200	466,500
28		219,800	236,800	256,600	290,700	349,900	376,000	403,200	430,800	467,800
29		221,700	238,000	257,700	292,600	351,700	377,800	404,700	432,100	469,000
30		223,500	239,800	258,800	294,600	353,800	379,900	406,500	433,800	469,700
31		225,300	241,600	260,100	296,400	355,700	382,000	408,200	435,500	470,400
32		227,100	243,400	261,200	298,300	357,800	384,000	409,900	437,100	471,100
33		228,700	244,800	261,700	300,000	359,200	385,900	411,600	438,600	471,600
34		230,500	246,300	262,900	301,800	361,200	388,000	413,100	440,300	472,400
35		232,200	247,600	264,000	303,700	363,100	390,100	414,700	442,000	473,100
36		233,900	249,000	265,200	305,500	365,200	392,000	416,200	443,600	473,700

37	235,100	250,300	266,100	307,300	367,100	393,700	417,500	445,000	474,000
38	236,900	251,600	267,300	309,200	369,200	395,200	419,000	445,700	474,600
39	238,700	252,800	268,300	311,100	371,200	396,500	420,500	446,400	475,100
40	240,500	254,000	269,300	312,800	373,200	398,000	422,000	447,100	475,600
41	241,900	255,100	270,500	314,600	375,200	399,200	423,500	447,500	476,100
42	243,300	256,300	271,900	316,400	377,300	400,300	424,800	448,100	476,500
43	244,600	257,400	273,200	318,300	379,400	401,300	426,100	448,800	476,900
44	245,800	258,500	274,400	320,200	381,400	402,300	427,300	449,400	477,300
45	247,100	259,200	275,500	321,900	383,100	403,500	428,300	450,200	477,600
46	248,200	260,300	277,000	323,800	384,800	404,700	429,000	450,900	
47	249,200	261,400	278,500	325,700	386,400	405,800	429,800	451,400	
48	250,100	262,600	280,000	327,500	388,100	407,000	430,600	451,900	
49	250,900	263,500	281,800	328,900	389,500	408,300	431,100	452,400	
50	252,000	264,700	283,500	330,500	390,500	409,100	431,500	452,700	
51	253,200	265,700	285,200	331,900	391,500	409,900	431,900	453,000	
52	254,300	266,800	286,700	333,600	392,500	410,600	432,200	453,400	
53	254,900	268,000	288,200	335,100	393,800	411,100	432,500	453,800	
54	256,100	268,900	290,000	336,800	394,900	411,800	432,900	454,000	
55	257,000	270,300	291,700	338,400	396,000	412,500	433,200	454,300	
56	258,200	271,600	293,400	340,200	397,300	413,100	433,500	454,500	
57	259,200	272,600	294,800	341,100	398,600	413,800	433,800	454,900	
58	260,200	274,200	296,500	342,800	399,400	414,200	434,100	455,100	
59	261,000	275,600	298,300	344,400	400,200	414,800	434,400	455,300	
60	262,000	277,100	300,100	346,000	400,900	415,400	434,700	455,500	
61	263,100	278,700	301,500	347,600	401,400	415,800	435,000	455,900	
62	264,000	280,300	303,300	349,300	402,100	416,400	435,300		
63	265,100	281,900	305,100	351,000	402,800	416,900	435,600		
64	266,000	283,400	306,800	352,700	403,500	417,400	435,900		
65	267,100	284,800	308,100	354,300	403,800	417,900	436,200		
66	268,300	286,200	309,800	356,000	404,500	418,500	436,500		
67	269,500	287,700	311,200	357,600	405,200	418,900	436,800		
68	270,600	289,100	312,900	359,200	405,800	419,400	437,100		
69	271,900	290,600	314,400	360,400	406,200	419,800	437,300		
70	273,300	292,100	315,800	361,800	406,700	420,100	437,600		
71	274,700	293,700	317,100	363,100	407,300	420,400	437,900		
72	276,000	295,300	318,600	364,500	407,800	420,700	438,200		
73	277,200	296,500	319,300	365,700	408,300	421,000	438,400		
74	278,600	297,900	320,900	366,900	408,700	421,300	438,800		
75	280,000	299,400	322,400	368,200	409,200	421,600	439,100		
76	281,200	300,900	324,100	369,500	409,700	421,900	439,400		
77	282,300	301,800	325,900	370,800	410,200	422,100	439,600		
78	283,500	303,300	327,600	372,000	410,700	422,400	439,900		
79	284,700	304,500	329,200	373,200	411,300	422,700	440,200		
80	285,700	306,000	330,800	374,400	411,800	423,000	440,500		

再任用職員以外の職員

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	286,800	307,300	332,500	375,600	412,200	423,200	440,700
82	288,000	308,700	334,200	376,800	412,800	423,500	441,000
83	289,300	309,800	335,800	377,900	413,300	423,800	441,300
84	290,600	311,200	337,500	379,100	413,500	424,000	441,600
85	291,700	312,100	338,900	380,200	413,800	424,200	441,800
86	292,900	313,700	340,400	380,800	414,300	424,500	
87	293,800	315,000	341,900	381,300	414,600	424,800	
88	295,000	316,500	343,400	381,900	414,900	425,000	
89	296,000	318,000	344,700	382,500	415,200	425,200	
90	297,200	319,500	345,900	383,100	415,600	425,500	
91	298,300	320,900	347,200	383,700	416,000	425,800	
92	299,500	322,400	348,500	384,300	416,400	426,000	
93	300,000	323,700	349,900	384,600	416,700	426,200	
94	301,300	325,000	351,400	385,100			
95	302,400	326,400	352,900	385,700			
96	303,700	327,700	354,400	386,200			
97	304,800	328,900	355,800	386,600			
98	306,000	330,200	357,000	387,000			
99	307,200	331,500	358,100	387,600			
100	308,400	332,800	359,300	388,100			
101	309,600	334,200	360,400	388,500			
102	310,600	335,100	361,500	389,000			
103	311,700	336,200	362,600	389,600			
104	312,700	337,400	363,800	390,100			
105	313,600	338,500	365,000	390,400			
106	314,200	339,600	365,500	390,800			
107	314,800	340,600	366,100	391,300			
108	315,500	341,700	366,700	391,600			
109	316,000	342,900	367,300	391,900			
110	316,500	343,900	367,800	392,400			
111	317,000	344,900	368,300	392,900			
112	317,600	345,800	368,800	393,400			
113	318,400	346,700	369,200	393,700			
114	319,100	347,600	369,600	394,200			
115	319,800	348,600	370,200	394,700			
116	320,500	349,600	370,700	395,200			
117	321,100	350,600	371,100	395,500			
118	321,900	351,100	371,600	396,000			
119	322,600	351,700	372,200	396,500			
120	323,400	352,300	372,700	397,100			
121	324,000	352,600	372,900	397,500			
122	324,300	353,000	373,400	398,000			
123	324,800	353,500	373,900	398,400			
124	325,300	353,900	374,300	398,900			

125	325,600	354,300	374,800	399,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500
126		354,700	375,300						
127		355,300	375,800						
128		355,700	376,300						
129		356,100	376,600						
130		356,500	377,100						
131		356,900	377,600						
132		357,300	378,100						
133		357,500	378,400						
134		358,000	378,900						
135		358,400	379,300						
136		358,700	379,700						
137		359,000	380,000						
138		359,400	380,500						
139		359,900	381,000						
140		360,400	381,500						
141		360,700	381,800						
142		361,200							
143		361,700							
144		362,200							
145		362,500							
再任用職員	242,100	253,800	257,900	289,300	305,800	320,000	343,600	378,800	410,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

職員の区分	職務の級号	イ 教育職給料表(一)				
		1級	2級	3級	4級	5級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	158,300	202,800	263,000	331,000	417,900
	2	159,800	204,500	265,500	333,200	419,700
	3	161,300	206,100	267,800	335,500	421,500
	4	162,800	207,800	270,100	337,600	423,200
	5	164,500	209,600	272,700	339,800	424,700
	6	166,400	211,200	275,100	342,000	426,200
	7	168,200	212,900	277,300	344,300	428,100
	8	170,000	214,500	279,500	346,600	430,000
	9	171,800	216,300	281,700	348,300	431,800
	10	173,900	218,200	284,000	350,400	433,600
	11	175,900	220,100	286,400	352,500	435,500
	12	177,900	222,000	288,600	354,600	437,300
	13	179,900	223,500	291,000	356,800	439,100
	14	182,100	225,500	293,100	358,800	441,000
	15	184,300	227,500	295,000	360,800	442,800
	16	186,500	229,500	297,000	362,800	444,700
	17	188,900	231,400	299,100	364,400	446,400
	18	191,500	234,100	301,600	366,300	448,200
	19	194,000	236,800	304,100	368,100	450,000
	20	196,500	239,500	306,800	370,100	451,800
	21	199,000	242,100	309,000	371,700	453,400
	22	200,700	244,900	311,600	373,600	455,100
	23	202,400	247,500	314,000	375,400	457,000
	24	204,100	250,200	316,700	377,300	458,700
	25	205,600	252,700	319,300	378,600	460,400
	26	207,100	255,200	321,600	380,400	462,000
	27	208,800	257,700	324,000	382,200	463,600
	28	210,400	260,000	326,200	384,100	465,100
	29	211,900	262,600	328,400	385,900	466,600
	30	213,600	265,000	330,400	387,800	467,900
	31	215,300	267,200	332,600	389,700	469,200
	32	217,000	269,400	334,800	391,700	470,500
	33	218,500	271,600	336,600	393,400	471,700
	34	220,300	273,800	338,700	395,100	472,400
	35	222,100	276,000	340,800	396,700	473,100
	36	223,900	278,000	342,800	398,600	473,800
	37	225,400	280,300	344,900	399,800	474,400
	38	227,200	282,300	347,000	401,300	
	39	229,000	284,200	349,200	402,800	
	40	230,900	286,200	351,300	404,100	
	41	232,600	288,000	353,200	405,800	
	42	234,300	290,400	355,400	407,500	
	43	235,900	292,700	357,300	408,500	
	44	237,500	295,200	359,400	410,000	
	45	238,900	297,200	361,200	411,600	
	46	240,300	299,700	363,200	412,900	
	47	241,600	302,000	365,100	414,400	
	48	242,800	304,700	367,100	416,000	
	49	244,200	307,100	368,700	417,700	
	50	245,700	309,500	370,500	419,100	
	51	246,900	312,000	372,400	420,700	
	52	248,400	314,400	374,400	422,200	
	53	249,600	316,600	376,200	423,900	
	54	250,800	318,800	378,000	425,400	
	55	252,200	320,900	379,800	427,000	
	56	253,300	323,100	381,500	428,600	
	57	254,600	325,000	383,000	430,100	
	58	255,700	327,100	384,600	431,600	
	59	256,800	329,200	386,300	432,800	
	60	258,000	331,200	388,000	434,000	
	61	259,300	333,300	389,200	435,200	
	62	260,400	335,400	390,600	436,500	
	63	261,800	337,600	392,000	437,800	
	64	262,900	339,800	393,300	439,100	
	65	264,200	341,500	394,700	440,300	
	66	265,700	343,700	395,900	441,500	
	67	267,200	345,700	397,400	442,700	
	68	268,900	347,900	398,800	443,900	
	69	270,300	349,700	400,100	445,100	
	70	271,800	351,600	401,400	446,300	
	71	273,200	353,600	402,800	447,500	
	72	274,600	355,700	404,100	448,700	
	73	275,700	357,300	405,400	449,800	
	74	277,100	359,200	406,800	450,400	
	75	278,500	361,000	408,200	450,900	
	76	279,700	362,900	409,500	451,400	
	77	280,900	364,700	410,700	451,900	
	78	282,100	366,400	411,900	451,900	
	79	283,300	368,100	413,200	451,900	
	80	284,500	369,700	414,600	451,900	
	81	285,600	371,200	415,900	451,900	
	82	286,800	372,700	417,100	451,900	
	83	288,000	374,200	418,100	451,900	

再任用職員以外の職員

129	323,200	413,200				289,200	375,600	419,300
130	323,500	413,500				290,200	376,700	420,500
131	323,800	413,800				291,300	378,100	421,700
132	324,100	414,000				292,300	379,500	422,900
133	324,300	414,200				293,500	380,800	423,900
134	324,500	414,500				294,600	382,100	425,000
135	324,700	414,800				295,700	383,400	426,000
136	325,000	415,000				296,900	384,600	427,000
137	325,300	415,200				298,100	385,900	428,000
138	325,500	415,500				298,600	387,200	428,900
139	325,800	415,800				299,600	388,300	429,700
140	326,100	416,000				300,700	389,600	430,500
141	326,300	416,200				301,900	390,800	431,300
142	326,500	416,500				302,900	392,200	432,100
143	326,800	416,800				304,000	393,200	432,500
144	327,000	417,000				305,000	394,300	432,900
145	327,300	417,200				306,100	395,300	433,300
146	327,500					307,000	396,200	433,700
147	327,800					308,100	397,300	434,000
148	328,100					309,200	398,400	434,300
149	328,300					310,200	399,500	434,600
150	328,500					310,800	400,200	434,900
151	328,800					311,700	401,100	435,200
152	329,100					312,500	402,000	435,500
153	329,300					313,400	402,900	435,700
再任用職員	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200	314,300	403,700	435,900
						314,700	404,600	436,200
						315,100	405,400	436,500
						315,600	406,200	436,700
						316,200	406,800	436,900
						316,600	407,500	437,200
						317,100	408,200	437,500
						317,600	408,900	437,700
						318,200	409,500	437,900
						318,700	410,000	
						319,100	410,400	
						319,600	410,800	
						320,100	411,200	
						320,500	411,500	
						321,000	411,800	
						321,500	412,000	
						322,100	412,200	
						322,400	412,500	
						322,700	412,800	
						323,000	413,000	

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

131	399,100					288,800	356,600	407,000	421,300
132	399,600					289,500	358,100	407,700	421,700
133	399,900					290,500	359,600	408,400	422,000
134	400,200					291,500	360,900	409,000	422,300
135	400,500					292,400	362,200	409,700	422,600
136	400,800					293,300	363,600	410,200	422,900
137	401,100					294,100	365,000	410,900	423,100
138	401,400					294,400	366,500	411,300	423,300
139	401,700					295,100	367,800	411,700	
140	402,000					295,800	369,100	412,000	
141	402,300					296,600	370,300	412,300	
142	402,600					297,400	371,300	412,600	
143	402,900					298,200	372,300	412,900	
144	403,200					299,000	373,300	413,200	
145	403,400					299,700	374,300	413,400	
146	403,700					300,600	375,200	413,600	
147	404,000					301,100	376,200	413,900	
148	404,200					301,600	377,200	414,200	
149	404,400					302,100	378,200	414,400	
150	404,700					302,300	379,000	414,600	
151	405,000					302,700	379,900	414,900	
152	405,200					303,000	380,800	415,200	
153	405,400					303,200	381,800	415,400	
154	405,700					303,400	382,600	415,600	
155	406,000					303,600	383,600	415,900	
156	406,200					303,900	384,600	416,200	
157	406,400					304,200	385,600	416,400	
再任用職員		225,700	271,800	298,800	325,200	406,200			

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の職号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	144,600	194,500	280,900	332,300	389,700
	2	145,700	197,100	283,300	334,500	392,600
	3	147,000	199,500	285,700	336,700	395,200
	4	148,100	201,900	288,100	338,700	398,100
	5	149,200	204,400	290,400	340,500	400,200
	6	150,500	206,700	292,600	342,600	402,900
	7	151,800	209,000	294,600	344,700	405,600
	8	153,100	211,200	296,600	346,700	408,300
	9	154,200	213,300	298,700	348,400	410,800
	10	155,900	215,600	301,300	350,400	413,400
	11	157,500	218,100	303,900	352,500	416,100
	12	159,100	220,400	306,700	354,400	418,900
	13	160,600	222,400	308,800	356,500	421,500
	14	162,500	224,800	311,400	358,400	424,200
	15	164,400	227,200	314,000	360,200	427,000
	16	166,400	229,600	316,800	362,100	429,700
	17	168,200	231,900	319,400	363,800	432,200
	18	170,400	234,700	321,600	365,700	434,800
	19	172,600	237,600	323,800	367,400	437,300
	20	174,700	240,500	325,900	369,400	440,000
	21	176,900	243,000	328,100	370,900	442,500
	22	179,300	245,700	330,100	372,900	445,100
	23	181,600	248,200	332,100	374,600	447,700
	24	183,900	250,900	334,100	376,500	450,200
	25	186,000	253,600	336,000	377,900	452,400
	26	188,300	256,000	337,900	379,600	454,700
	27	190,400	258,300	339,700	381,500	457,200
	28	192,500	260,500	341,500	383,400	459,700
	29	194,600	263,100	343,400	385,100	462,200
	30	196,200	265,300	345,100	387,000	464,700
	31	198,000	267,200	346,600	388,900	467,200
	32	199,700	269,300	348,300	390,800	469,700
	33	201,500	271,000	349,500	392,400	472,000
	34	203,400	273,100	350,900	394,200	474,400
	35	205,300	275,200	352,200	395,800	476,800
	36	207,200	277,100	353,700	397,700	479,300
	37	208,700	279,000	354,900	398,900	481,800
	38	210,600	280,500	356,400	400,400	484,300
	39	212,500	281,700	357,600	401,800	486,700
	40	214,400	283,200	359,000	403,200	489,200
	41	216,200	284,600	359,700	404,600	491,500
	42	218,100	285,900	360,800	405,900	493,700
	43	220,000	286,500	362,000	407,400	495,900
	44	221,900	287,500	363,100	409,000	498,100
	45	223,600	288,200	364,200	410,400	499,800
	46	225,500	289,400	365,400	411,600	501,300
	47	227,300	290,600	366,700	413,200	502,900
	48	229,100	291,800	367,800	414,800	504,400
	49	230,900	293,100	368,900	416,100	506,100
	50	232,700	294,400	370,200	417,500	507,500
	51	234,400	295,500	371,500	419,000	508,900
	52	236,100	296,600	372,800	420,400	510,400
	53	237,500	297,800	373,500	421,800	511,500
	54	239,000	299,000	374,500	423,200	512,700
	55	241,000	300,300	375,400	424,600	513,900
	56	242,600	301,400	376,400	426,000	515,100
	57	243,800	302,200	377,200	427,100	516,000
	58	245,000	303,300	378,000	428,400	517,000
	59	246,000	304,500	378,700	429,800	518,000
	60	247,100	305,600	379,400	431,100	519,000
	61	248,200	306,500	380,000	431,900	520,100
	62	249,300	307,600	380,700	432,800	521,000
	63	250,200	308,700	381,600	433,800	521,700
	64	251,300	309,800	382,500	434,700	522,500
	65	252,500	310,600	383,100	435,600	523,300
	66	253,500	311,700	383,900	436,400	524,100
	67	254,600	312,600	384,700	437,000	524,900
	68	255,500	313,700	385,500	437,800	525,700
	69	256,400	314,700	386,100	438,200	526,400
	70	257,800	315,700	386,800	438,900	527,200
	71	259,300	316,800	387,500	439,400	528,000
	72	260,600	317,900	388,200	439,900	528,800
	73	262,000	318,400	388,900	440,400	529,500
	74	263,400	319,400	389,500		
	75	264,800	320,500	390,100		
	76	265,900	321,600	390,800		
	77	267,000	322,700	391,500		
	78	268,200	323,700	392,100		
	79	269,500	324,600	392,700		
	80	270,600	325,500	393,300		
	81	271,900	326,600	393,900		
	82	273,200	327,400	394,500		
	83	274,500	328,100	395,100		
	84	275,700	328,900	395,700		

再任用職員以外の職員

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	248,500	333,900	398,900	472,800
	2	251,000	336,900	401,800	475,100
	3	253,500	339,800	404,700	477,300
	4	256,000	342,800	407,500	479,600
	5	258,200	345,500	410,100	481,900
	6	262,000	348,800	412,800	484,100
	7	265,800	351,900	415,600	486,300
	8	269,600	355,100	418,300	488,500
	9	273,300	357,900	420,500	490,500
	10	277,300	360,800	423,200	492,600
	11	281,300	363,900	425,800	494,700
	12	285,300	367,100	428,500	496,800
	13	289,100	370,000	430,900	498,900
	14	293,100	373,600	433,400	501,000
	15	297,000	376,800	435,800	503,100
	16	300,900	380,500	438,300	505,200
	17	304,600	384,100	440,400	507,300
	18	308,200	386,800	442,800	509,300
	19	311,700	389,600	445,100	511,300
	20	315,400	392,300	447,500	513,300
	21	319,000	395,100	449,000	515,100
	22	322,700	397,800	451,400	516,900
	23	326,200	400,400	453,700	518,800
	24	329,700	402,800	456,000	520,700
	25	333,200	404,800	458,000	522,500
	26	336,000	407,100	460,300	524,300
	27	338,600	409,300	462,500	526,100
	28	341,200	411,600	464,800	527,900
	29	344,000	413,900	466,900	529,500
	30	346,100	416,000	469,200	531,300
	31	348,300	418,000	471,500	533,100
	32	350,700	420,100	473,700	534,900
	33	352,900	422,000	475,700	536,500
	34	355,400	423,800	477,800	538,300
	35	357,600	425,600	479,900	540,000
	36	360,100	427,600	482,100	541,800
	37	362,300	429,500	484,200	543,400
	38	364,700	431,500	486,000	545,000

85	276,800	329,400	396,200	
86	277,900	329,900	396,700	
87	279,200	330,400	397,300	
88	280,400	330,900	398,000	
89	281,200	331,200	398,400	
90	282,400	331,700		
91	283,400	332,200		
92	284,600	332,700		
93	285,500	333,000		
94	286,500	333,400		
95	287,500	333,900		
96	288,500	334,400		
97	288,800	334,900		
98	289,700	335,400		
99	290,400	335,900		
100	291,300	336,400		
101	292,200	336,900		
102	292,900	337,400		
103	293,600	337,900		
104	294,300	338,400		
105	295,000	338,900		
106	295,500	339,300		
107	296,000	339,800		
108	296,500	340,200		
109	296,700	340,700		
110	297,100	341,100		
111	297,400	341,600		
112	297,700	342,000		
113	298,000	342,500		
114	298,300	342,900		
115	298,600	343,400		
116	298,900	343,800		
117	299,200	344,300		
118	299,600	344,700		
119	299,900	345,100		
120	300,300	345,500		
121	300,600	345,900		
再任 用職 員	218,000	259,300	284,200	326,700
				385,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会等の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

84	481,200	538,100	
85	481,600	538,900	
86	482,200	539,800	
87	482,600	540,700	
88	483,100	541,600	
89	483,600	542,400	
90	484,200		
91	484,800		
92	485,200		
93	485,700		
94	486,300		
95	486,900		
96	487,500		
97	488,000		
再任用職員	339,400	393,900	467,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	367,100	433,400	487,800	546,500
40	369,300	435,400	489,600	548,100
41	371,600	437,200	491,300	549,600
42	373,000	439,100	493,100	551,000
43	374,500	440,800	494,900	552,400
44	375,900	442,600	496,700	553,700
45	377,100	444,400	498,300	554,900
46	378,500	446,200	500,000	555,900
47	380,000	448,000	501,800	556,900
48	381,500	449,700	503,600	557,900
49	382,600	451,500	505,200	558,900
50	383,600	453,200	506,500	559,800
51	384,600	455,000	507,800	560,700
52	385,400	456,800	509,100	561,600
53	386,300	458,700	510,100	562,400
54	387,200	459,900	511,400	563,300
55	387,900	461,100	512,700	564,200
56	388,800	462,300	514,000	565,100
57	389,500	463,500	515,000	566,000
58	390,400	464,500	515,800	567,000
59	391,200	465,500	516,600	567,900
60	392,000	466,500	517,400	568,600
61	392,500	467,300	518,300	569,500
62	393,000	468,000	519,100	570,400
63	393,400	468,700	520,000	571,300
64	393,900	469,400	520,800	572,200
65	394,200	470,100	521,700	573,100
66		470,800	522,700	
67		471,500	523,400	
68		472,100	524,300	
69		472,400	525,200	
70		473,100	526,000	
71		473,800	526,900	
72		474,500	527,800	
73		474,900	528,600	
74		475,500	529,500	
75		476,200	530,400	
76		476,900	531,100	
77		477,300	531,900	
78		477,900	532,800	
79		478,500	533,700	
80		479,000	534,600	
81		479,600	535,400	
82		480,100	536,300	
83		480,700	537,200	

再任用職員以外の職員

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	149,400	187,300	222,600	248,700	280,600	327,800	372,000
	2	150,800	189,000	224,200	249,900	282,600	329,800	374,700
	3	152,200	190,600	225,800	251,100	284,800	332,000	377,300
	4	153,600	192,200	227,400	252,500	286,900	334,200	380,000
	5	154,800	193,700	228,800	253,700	289,000	336,000	382,400
	6	156,600	195,200	230,500	254,900	291,100	338,200	385,100
	7	158,300	196,800	232,000	256,100	293,200	340,200	387,700
	8	160,000	198,300	233,600	257,200	295,300	342,400	390,400
	9	161,700	199,900	234,700	258,500	297,300	344,200	392,500
	10	163,400	201,600	236,200	259,500	299,500	346,300	394,800
	11	165,100	203,200	237,600	260,500	301,600	348,400	397,100
	12	166,900	204,900	238,800	261,500	303,800	350,500	399,300
	13	168,400	206,300	240,400	262,800	305,800	352,000	401,400
	14	170,300	207,900	241,800	264,100	307,700	354,000	403,400
	15	172,300	209,500	243,000	265,700	309,800	356,000	405,400
	16	174,200	211,100	244,400	267,100	311,800	358,000	407,500
	17	176,100	212,500	245,300	268,600	313,900	359,800	409,300
	18	178,000	214,100	246,500	270,400	315,900	361,800	411,300
	19	179,800	215,800	247,700	272,300	318,000	363,800	413,200
	20	181,700	217,500	248,900	274,100	320,100	365,800	415,300
	21	183,600	218,800	250,300	275,900	321,900	367,600	417,100
	22	185,100	220,300	251,300	277,700	323,900	369,600	418,700
	23	186,600	221,700	252,300	279,500	325,700	371,700	420,300
	24	188,200	223,200	253,400	281,200	327,700	373,800	421,800
	25	189,800	224,600	254,600	283,000	329,400	375,200	423,300
	26	191,100	226,000	255,900	284,900	331,300	377,000	424,600
	27	192,600	227,300	257,300	286,800	333,300	378,800	425,900
	28	194,000	228,600	258,800	288,600	335,300	380,500	427,200
	29	195,500	230,000	260,200	290,300	336,600	382,300	428,500
	30	196,700	231,400	261,900	292,100	338,400	383,800	429,700
	31	198,000	232,900	263,600	293,900	340,100	385,400	430,900
	32	199,300	234,300	265,200	295,800	341,900	387,100	432,000
	33	200,700	235,400	266,600	297,500	343,600	388,400	433,200
	34	202,100	236,700	268,400	299,200	345,400	389,700	434,400
	35	203,400	237,700	270,100	301,000	347,300	391,000	435,600
	36	204,800	239,000	271,900	302,800	349,100	392,200	436,800
	37	205,900	240,400	273,400	304,100	350,900	393,300	438,100
	38	207,200	241,700	275,100	305,800	352,600	394,500	439,000
	39	208,500	242,800	276,800	307,300	354,200	395,600	439,400

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

40	209,800	244,100	278,400	308,900	356,000	396,700	440,100
41	210,900	245,400	279,900	310,600	357,200	397,600	440,600
42	212,100	246,500	281,500	312,300	358,300	398,400	441,000
43	213,300	247,700	283,200	314,000	359,500	399,200	441,400
44	214,500	248,800	284,900	315,700	360,700	400,000	441,800
45	215,700	249,900	286,400	316,600	361,900	400,400	442,200
46	216,800	251,300	288,100	318,000	362,700	401,000	442,600
47	217,800	252,800	289,800	319,500	363,900	401,500	443,000
48	218,900	254,100	291,400	321,100	365,000	401,900	443,300
49	219,900	255,700	292,600	322,500	366,000	402,300	443,600
50	220,900	257,100	294,200	323,800	367,000	402,600	444,000
51	221,800	258,500	295,500	325,000	368,000	402,900	444,300
52	222,800	259,800	297,100	326,300	369,000	403,200	444,600
53	223,200	260,900	298,400	327,400	369,800	403,500	444,900
54	224,100	262,300	299,900	328,400	370,600	403,800	
55	224,800	263,700	301,300	329,500	371,500	404,100	
56	225,700	265,000	302,800	330,500	372,400	404,400	
57	226,400	265,800	303,800	331,000	373,900	404,700	
58	227,300	267,100	305,000	331,900	373,700	405,000	
59	228,000	268,400	306,200	332,700	374,500	405,300	
60	228,800	269,700	307,600	333,600	375,300	405,700	
61	229,800	270,600	308,900	334,400	375,700	405,900	
62	230,600	271,900	310,100	334,700	376,400	406,200	
63	231,500	273,200	311,400	335,300	377,100	406,500	
64	232,500	274,500	312,600	336,000	377,800	406,800	
65	233,100	275,300	314,100	336,600	378,200	407,000	
66	233,900	276,400	314,900	337,300	378,800		
67	234,700	277,300	315,700	338,000	379,500		
68	235,500	278,400	316,500	338,700	380,100		
69	236,200	279,400	317,100	339,400	380,500		
70	236,900	280,400	317,800	339,900	381,000		
71	237,600	281,500	318,500	340,500	381,500		
72	238,200	282,600	319,100	341,100	382,000		
73	238,900	283,200	319,800	341,400	382,600		
74	239,700	283,900	320,000	342,000	383,100		
75	240,500	284,400	320,600	342,500	383,700		
76	241,200	285,200	321,200	343,100	384,300		
77	241,600	286,000	321,800	343,600	384,800		
78	242,200	286,600	322,300	344,100	385,300		
79	242,800	287,200	322,800	344,600	385,800		
80	243,400	287,800	323,300	345,000	386,300		
81	243,700	288,500	323,900	345,300	386,600		
82	244,100	289,000	324,400	345,600	387,100		

再任用職員以外の職員

83	244,500	289,400	324,800	346,000	387,500
84	244,800	289,800	325,300	346,300	387,900
85	245,100	290,000	325,800	346,800	388,300
86		290,200	326,200	347,100	
87		290,400	326,400	347,400	
88		290,600	326,800	347,700	
89		291,000	327,200	348,100	
90		291,200	327,600	348,400	
91		291,400	328,000	348,800	
92		291,600	328,400	349,100	
93		292,000	328,700	349,500	
94		292,200	328,900	349,800	
95		292,400	329,300	350,100	
96		292,700	329,600	350,400	
97		293,100	329,800	350,700	
98		293,400	330,100	351,100	
99		293,600	330,400	351,500	
100		293,900	330,700	351,900	
101		294,200	330,900	352,400	
102		294,400	331,200	352,800	
103		294,600	331,600	353,200	
104		294,900	331,800	353,600	
105		295,200	332,000	354,100	
106			332,200		
107			332,600		
108			332,800		
109			333,000		
110			333,400		
111			333,800		
112			334,200		
113			334,400		
再任用職員	189,200	215,800	244,100	257,500	323,600
					365,900

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	の	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号	円	円	円	円	円	円	円
1	1	163,400	191,000	239,100	261,700	286,600	330,900	375,000
2	2	164,800	193,100	240,900	262,700	288,400	333,000	377,600
3	3	166,300	195,200	242,700	263,600	290,200	335,000	380,300
4	4	167,700	197,200	244,500	264,700	292,100	337,200	382,900
5	5	169,200	199,300	245,900	265,300	293,800	339,200	385,100
6	6	170,700	201,600	247,200	266,300	295,600	341,300	387,500
7	7	172,200	203,900	248,300	267,100	297,500	343,400	389,800
8	8	173,700	206,200	249,600	268,100	299,300	345,500	392,100
9	9	175,000	208,600	250,600	269,200	301,200	347,000	394,100
10	10	176,700	210,000	251,700	270,000	303,100	349,000	396,200
11	11	178,300	211,400	252,600	271,100	304,900	350,900	398,500
12	12	179,800	212,600	253,500	272,400	306,800	352,900	400,800
13	13	181,300	214,000	254,700	273,700	308,300	354,800	402,700
14	14	183,300	215,400	255,800	274,900	309,900	357,000	404,700
15	15	185,300	216,900	256,600	276,100	311,700	359,100	406,900
16	16	187,300	218,100	257,600	277,500	313,600	361,100	409,100
17	17	189,600	219,500	258,200	278,800	315,300	363,100	411,100
18	18	191,700	221,000	259,100	280,200	316,900	365,100	413,300
19	19	193,800	222,500	260,100	281,400	318,600	367,200	415,500
20	20	195,900	224,000	261,000	282,700	320,300	369,300	417,600
21	21	198,000	225,200	261,900	284,300	321,700	371,000	419,500
22	22	200,200	226,900	262,900	285,900	323,200	373,100	421,400
23	23	202,400	228,600	263,800	287,400	324,700	375,200	423,200
24	24	204,600	230,400	264,800	288,800	326,200	377,200	425,100
25	25	206,600	231,700	266,000	290,100	327,600	379,200	426,800
26	26	207,900	233,400	267,100	291,900	329,000	380,800	428,400
27	27	209,100	235,100	268,300	293,700	330,500	382,700	430,100
28	28	210,400	236,800	269,500	295,400	332,100	384,600	431,700
29	29	211,600	238,400	270,700	296,700	333,200	386,400	433,000
30	30	212,700	239,800	272,300	298,300	334,700	388,100	434,300
31	31	214,000	241,100	273,900	299,900	336,100	390,000	435,900
32	32	215,200	242,200	275,300	301,600	337,600	391,800	437,400
33	33	216,500	243,400	276,900	303,000	339,200	393,500	439,200
34	34	217,800	244,500	278,400	304,500	340,700	395,200	440,800
35	35	219,100	245,400	279,700	306,100	342,300	397,100	442,200
36	36	220,400	246,500	281,000	307,700	343,800	398,800	443,600
37	37	221,600	247,400	282,600	309,000	345,500	400,400	444,700
38	38	223,000	248,500	284,000	310,400	347,100	402,100	446,000
39	39	224,300	249,400	285,500	311,800	348,600	403,900	447,300

40	225,700	250,500	286,900	313,500	350,200	405,700	448,700
41	226,600	251,000	288,200	315,000	351,400	407,200	449,700
42	228,000	251,900	289,700	316,400	352,900	408,700	450,400
43	229,400	252,800	291,200	317,800	354,400	410,200	451,200
44	230,900	253,700	292,800	319,300	355,900	411,500	451,800
45	232,100	254,500	294,100	320,100	357,500	412,600	452,700
46	233,500	255,500	295,500	321,500	358,500	413,700	453,400
47	234,800	256,400	297,000	322,900	360,000	414,800	454,200
48	236,100	257,400	298,500	324,400	361,300	416,000	455,000
49	237,100	258,400	299,600	325,500	362,700	417,300	455,700
50	238,200	259,500	300,900	326,900	364,100	418,400	456,400
51	239,200	260,700	302,100	328,200	365,400	419,600	457,100
52	240,300	261,900	303,500	329,500	366,800	420,700	457,900
53	241,200	263,000	304,900	330,900	368,300	421,900	458,700
54	242,300	264,500	306,200	332,300	369,500	422,900	459,500
55	243,300	265,900	307,600	333,700	370,600	424,000	460,200
56	244,300	267,300	309,000	335,000	371,800	425,100	460,900
57	245,000	268,800	309,800	335,900	372,900	426,200	461,700
58	246,000	270,400	311,000	337,200	373,800	426,700	
59	246,700	272,000	312,200	338,400	374,800	427,300	
60	247,700	273,500	313,700	339,700	375,800	427,700	
61	248,600	274,900	314,800	340,800	376,400	428,300	
62	249,600	276,400	316,100	341,700	377,200	428,800	
63	250,400	277,900	317,400	342,900	378,000	429,200	
64	251,400	279,200	318,600	344,200	378,800	429,700	
65	252,300	280,600	319,900	345,300	379,500	430,300	
66	253,200	282,100	321,200	346,500	380,200	430,700	
67	254,300	283,600	322,500	347,700	381,000	431,000	
68	255,200	285,100	323,800	348,800	381,700	431,300	
69	256,000	286,200	324,500	349,800	382,300	431,700	
70	257,100	287,700	325,600	350,800	382,900		
71	258,200	289,200	326,700	351,900	383,600		
72	259,300	290,600	327,600	353,000	384,200		
73	260,700	291,600	328,900	353,800	384,900		
74	262,000	293,000	329,600	354,900	385,400		
75	263,300	294,200	330,700	356,100	386,000		
76	264,500	295,500	331,900	357,200	386,500		
77	265,500	296,900	333,000	357,900	386,900		
78	266,600	298,200	334,200	358,700	387,500		
79	267,900	299,400	335,300	359,500	388,000		
80	269,100	300,700	336,500	360,200	388,300		
81	270,000	301,200	337,600	360,800	388,600		
82	271,000	302,400	338,700	361,300	389,100		

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	272,200	303,500	339,700	361,900	389,500
84	273,300	304,700	340,800	362,400	389,800
85	274,100	305,800	341,700	363,000	390,100
86	275,000	307,000	342,700	363,500	390,600
87	276,100	308,200	343,600	364,100	391,100
88	277,200	309,300	344,600	364,600	391,500
89	278,000	310,600	345,600	365,000	391,800
90	278,900	311,800	346,400	365,400	392,200
91	279,700	313,000	347,200	366,000	392,700
92	280,700	314,300	348,000	366,500	393,100
93	281,600	315,100	348,600	366,800	393,500
94	282,600	315,800	349,200	367,300	
95	283,500	316,500	349,900	367,700	
96	284,500	317,100	350,500	368,000	
97	285,100	317,800	350,900	368,600	
98	285,900	318,100	351,300	369,100	
99	286,500	318,700	351,800	369,600	
100	287,400	319,400	352,200	370,100	
101	288,200	319,800	352,700	370,700	
102	289,000	320,400	353,100	371,200	
103	289,800	321,000	353,600	371,700	
104	290,600	321,600	354,000	372,100	
105	291,300	322,000	354,300	372,700	
106	291,800	322,500	354,800	373,200	
107	292,300	323,000	355,300	373,700	
108	292,800	323,500	355,600	374,200	
109	293,000	323,900	356,100	374,800	
110	293,300	324,300	356,600	375,200	
111	293,500	324,600	357,100	375,700	
112	293,900	324,900	357,600	376,200	
113	294,200	325,300	358,100	376,800	
114	294,400	325,700	358,600		
115	294,800	326,100	359,100		
116	295,100	326,400	359,500		
117	295,400	326,600	359,900		
118	295,700	326,900	360,300		
119	296,000	327,300	360,800		
120	296,400	327,500	361,300		
121	296,700	327,700	361,700		
122	297,100	328,000	362,200		
123	297,400	328,300	362,700		
124	297,800	328,600	363,200		
125	298,000	328,800	363,500		

再任用職員以外の職員

126	298,200	329,100
127	298,500	329,500
128	298,900	329,700
129	299,100	329,900
130	299,400	330,100
131	299,800	330,500
132	300,200	330,700
133	300,400	331,000
134	300,700	331,400
135	301,100	331,800
136	301,400	332,200
137	301,600	332,500
138	301,900	332,900
139	302,300	333,300
140	302,600	333,700
141	302,800	334,000
142	303,200	334,400
143	303,600	334,700
144	303,900	335,100
145	304,100	335,400
146	304,300	335,800
147	304,600	336,200
148	305,000	336,600
149	305,200	336,900
150	305,400	337,300
151	305,700	337,700
152	306,000	338,100
153	306,400	338,400
154	306,600	
155	306,800	
156	307,100	
157	307,400	
158	307,700	
159	308,000	
160	308,300	
161	308,700	
162	309,000	
163	309,300	
164	309,600	
165	310,000	
166	310,300	
167	310,600	
168	310,900	

議案第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

169	311,300							
再任用職員	235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「及び附則第二十五項第五号」を削り、同条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額」を「百分の百三十」に改め、「及び附則第二十八項」を削り、「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」を「百分の百十」に、「額」を「額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第十九条第四項中「。附則第二十五項第五号において同じ。」を削る。

第二十条第一項中「及び附則第二十五項第六号」を削り、同条第二項第一号中「及び附則第二十五項第六号」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

附則中第二十五項の前の見出し及び同項から第二十八項までを削り、第二十九項の前の見出しを削り、同項を第二十五項とし、同項の前に見出しとして「(平成二十六年四月一日における号給の調整)」を付し、第三十項を第二十六項とし、第三十一項を第二十七項とし、第三十二項を第二十八項とする。

附則第三十三項中「附則第二十九項から第三十一項まで」を「附則第二十五項から第二十七項まで」に改め、同項を附則第二十九項とする。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料	月額	額
1			397,000
2			457,000
3			517,000
4			598,000
5			695,000
6			794,000

別表第2 (第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	331,000	円
2	367,000	
3	395,000	

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額	額
1	375,000	円
2	423,000	
3	473,000	
4	535,000	
5	610,000	
6	712,000	
7	833,000	

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例の一部改正)

第五条 知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第六条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百六十七・五」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第七条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百六十七・五」

に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第九条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第十条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百六十七・五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十一条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第十二条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条並びに附則第七項から第九項までの規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第二十条第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員等条例」という。)第八条第四項から第六項までの改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員等条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)第二十条第二項の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例(次項において「改正後の任期付研究員等条例」という。)第八条第四項から第六項までの規定、第五条の規定による改正後の知事、副知事給与条例(附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。)の規定、第七条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定、第九条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(附則第五項において「改正後の教育長給

与等条例」という。)の規定及び第十一条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。)の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。

5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第五条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第七条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第九条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は第十一条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 附則第四項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

7 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

8 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

9 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削る。

提案理由

石川県人事委員会の平成三十年十月二十九日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調

整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、平成31年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第9号

財産の取得について

消防防災活動の用に供するため、次の財産を取得する。

平成30年12月4日提出

- 1 財産の種類及び数量
消防防災ヘリコプター 一式
- 2 取得金額 2,041,200,000円
- 3 取得の相手方

和歌山県和歌山市一筋日12番地

ユーロテックジャパン株式会社

代表取締役 小倉正基

石川県知事 谷 正 憲

議案第10号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 千代工区 橋梁工事

2 契約金額 779,760,000円

3 契約の相手方

ピーエス三菱・宮下建設特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 ピーエス三菱

取締役社長 藤井敏道

上記代理人 金沢市広岡一丁目5番23号

株式会社 ピーエス三菱金沢営業所

所長 小林和弘

構成員 輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 越波伸廣

議案第11号

損害賠償額の決定について

平成30年10月10日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 ■■■■■
- 2 賠償額 282,580円
- 3 賠償責任発生の事実

平成30年10月10日午後6時40分頃、一般国道249号中、鳳珠郡能登町字本木地内において、道路法面からの倒木が■■■■の運転する普通乗用自動車に落下し、同車に損害を与えたもの

議案第十二号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年十二月四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一上屋（くん蒸上屋を除く。）の部を次のように改める。

上屋（ くん蒸上屋 及び東部 上屋を除 く。）	専用使 用の場 合以外 の場合	使用期間が 一五日以内 の場合	一平方メー トルにつき 一日	戸水 御供田一号 御供田二号	一五円七二銭 四二円四二銭 三六円二二銭	七尾港二号 七尾港四号 七尾港五号 七尾港六号	一一円五三銭 一二円二五銭 一二円六二銭 一〇円一一銭
	専用使 用の場 合以外 の場合 内の場 合	使用期間が 一五日を超 え三〇日以 内の場合	一平方メー トルにつき 一五日を超 える一日	戸水 御供田一号 御供田二号	一三円六銭（加算） 六二円六二銭（加算） 五四円三三銭（加算）	七尾港二号 七尾港四号 七尾港五号 七尾港六号	一六円七七銭（加算） 四二円九三銭（加算） 一九円九二銭（加算） 三〇円九六銭（加算）
	専用使 用の場 合	使用期間が 三〇日を超 える場合	一平方メー トルにつき 一月	戸水 御供田一号 御供田二号	九六三円 二、五四四円 一、七三三円	七尾港二号 七尾港四号 七尾港五号 七尾港六号	七二二円 一、六七七円 八三八円 一、三三八円
	専用使用の場合	一年		御供田一号 二五、八六四、四五〇円 御供田二号 二二、三八九、九四〇円		七尾港二号 一、八七九、二〇〇円 七尾港四号 五、四〇〇、〇〇〇円 七尾港五号 七、二三六、〇〇〇円 七尾港六号 八、七六九、六〇〇円	

別表第一くん蒸上屋の部の次に次のように加える。

東部上屋	年を単位に使用する 場合	一年	二八、七九〇、〇〇〇円
------	-----------------	----	-------------

附 則

この条例は、平成三十一年二月一日から施行する。

提案理由

金沢港の新たな港湾施設の設置に伴い、当該施設の使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十二号 石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

議案第十三号

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年十二月四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

石川県暴力団排除条例（平成二十三年石川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第十三条」を「第十三条―第十三条の三」に、

「第五章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十四条・第十五条）

第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第十六条・第十七条）

第七章 義務違反者に対する措置（第十八条―第二十条）

第八章 雑則（第二十一条）

第九章 罰則（第二十二條・第二十三條）

「第五章 暴力団排除特別強化地域（第十三条の四―第十三条の六）

第六章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十四条・第十五条）

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第十六条・第十七条）

第八章 義務違反者に対する措置（第十八条―第二十一条）

第九章 雑則（第二十二條）

第十章 罰則（第二十三條・第二十四條）

第三章中第十二条の次に次の一条を加える。

（自己又は他人の名義を利用させることの禁止）

第十二条の二 何人も、暴力団員が第十三条の三の規定に違反することとなることの情を知つて、自己又は他人の名義を利用させてはならない。

第十三条に見出しとして「（利益の受供与の禁止）」を付する。

第二十三條を第二十四條とし、同條の前に次の一條を加える。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知つて、第十三条の五第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第十三条の六第一項又は第二項の規定に違反した者

議案第十三号 石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について

三 第十四条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

四 第二十一条の規定による命令に違反した者

2 第十八条第二項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

3 第一項第一号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第二十二条を削る。

第九章を第十章とする。

第八章中第二十一条を第二十二条とする。

第八章を第九章とする。

第二十条第一項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(中止命令)

第二十一条 公安委員会は、第十四条第二項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第十八条の見出しを「(資料提出の要求等)」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十二条の一、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三」に改め、同条に次の三項を加える。

2 公安委員会は、第十四条第二項の規定に違反する行為があつた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十九条中「第十三条第一項」を「第十二条の一、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三」に改める。

第七章を第八章とする。

第六章を第七章とする。

第十四条第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

第十四条第二項を次のように改める。

- 2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。以下「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第十四条に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、これらの暴力団事務所が、当該暴力団事務所を開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

第五章を第六章とする。

第四章中第十三条の次に次の二条及び一章を加える。

（利益の受供与を幫助することの禁止）

第十三条の二 何人も、情を知って、前条第一項の規定に違反することとなる利益の供与の幫助をしてはならない。

- 2 何人も、情を知って、前条第二項の規定に違反することとなる利益の供与の幫助をしてはならない。

（他人の名義を利用することの禁止）

第十三条の三 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第五章 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第十三条の四 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、別表に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）とする。

（特定営業者の禁止行為）

第十三条の五 次の各号のいずれかに該当する営業（以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

- 二 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
- 三 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業
- 四 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業
- 五 風適法第二条第十三項第四号に規定する酒類提供飲食店営業（午前零時から午前六時までの時間において営むものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして公安委員会規則で定める営業

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けること又は当該特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第十三条の六 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をし、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすること若しくは当該特定営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十三条の四関係）

地 域	範 囲
片町	金沢市のうち 片町一丁目、片町二丁目及び木倉町
金沢駅周辺	金沢市のうち 北安江町、木ノ新保町、此花町六番、昭和町十一番から十六番まで、二十番から二十二番まで、六百十九番地及び六百三十一番地から六百三十三番地まで、折蓮町、日吉町、広岡一丁目六番から九番まで及び八百二番地、広岡町、堀川新町一番から四番まで、堀川町四番、本町二丁目六番から九番まで、十一番及び十五番並びに柳町

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

提案理由

石川県からの暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団事務所の開設禁止地域を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

損害賠償額の決定について

石川県警察本部で発生したデータ損壊事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

2 賠償額 300,000円

3 賠償責任発生の事実

平成29年11月1日に石川県警察本部において発生した、 所有のパーソナルコンピュータのデータを損壊した事故について、損害賠償金を支払うもの

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第9号

損害賠償額の決定について

平成30年5月23日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年11月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [redacted]
- 2 賠償額 16,751円
- 3 賠償責任発生の事実

平成30年5月23日午前10時40分頃、金沢市泉本町七丁目9番2号駐車場において、美術館企画管理専門員新保勝也の運転する小型乗用自動車（車中の [redacted] 所有の普通乗用自動車）に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第6号

損害賠償額の決定について

平成30年7月11日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年11月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 199,232円
- 3 賠償責任発生の事実

平成30年7月11日午後0時10分頃、福井県あわら市瓜生第20号9番地1駐車場において、廃棄物対策課課長補佐岩本富美彦の運転する小型乗用自動車¹が駐車中の [REDACTED] 所有の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第11号

損害賠償額の決定について

平成30年8月2日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年11月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 ■■■■■
- 2 賠償額 331,446円
- 3 賠償責任発生の事実

平成30年8月2日午前7時35分頃、金沢市木ノ新保町1番1号駐車場において、森林管理課専門員高橋大輔の運転する普通乗用自動車か■■■■の運転する小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第5号

和解の専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第8号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴訟の和解について

平成30年6月29日付けで提起した[]を被告とする県営住宅の明渡し等請求に係る訴訟事件は、次のとおり和解するものとする。

平成30年11月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

和 解 条 項

- 1 原告は、被告に対し、本件建物に対する賃貸借契約につき、平成30年3月13日付け条件付賃貸借契約解除の意思表示を撤回する。
- 2 当事者双方は、平成30年10月11日、本件建物に対する平成30年10月18日までの滞納家賃、駐車場使用料（同相当額損害金を含む。）金363,086円を、被告より原告が受領したことを確認する。
- 3 被告は、平成30年10月19日以降、石川県県営住宅条例（昭和34年石川県条例第45号）所定の毎月の家賃を、同月末までに納付するものとする。
- 4 被告が前項の毎月の家賃3か月分以上を滞納したときには、原告は、被告に対し、何らの催告を要せずして本件賃貸借契約を解除することができる。
- 5 前項により、本件建物の賃貸借契約が解除された場合、被告は、原告に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

- 6 被告は、原告に対し、第4項により契約解除がなされた場合、契約解除までの滞納家賃及び、契約解除の翌日より明渡済みに至るまで、石川県営住宅条例所定の本件建物の近傍同種家賃の2倍に当たる金員の支払義務があることを確認する。
- 7 原告及び被告は、本件に関し、原告及び被告との間には、本和解条項に定めるほか互いに何らの債権債務がないことを確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

報告第6号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第10号

損害賠償額の決定について

平成30年6月27日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年11月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 53,190円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

平成30年6月27日午後5時30分頃、金沢市上安原二丁目254番地駐車場において、金沢西警察署巡查部長三原直之の運転するパトカーが■■■■■の運転する普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第7号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成30年12月4日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第12号

損害賠償額の決定について

平成30年6月6日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成30年11月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 939,575円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

平成30年6月6日午後1時頃、金沢市北安江二丁目15番37号先路上において、羽咋警察署巡查長多洗祐の運転する小型乗用自動車が■■■■■■■■■■の運転する軽自動車に追突し、同車に損害を与え、同車に対し57日間の通院加療を要する被害を与えたもの

